

旭照寺門信徒会規約

- 第 一 条

この会は、旭照寺門信徒会といひ、事務所を旭照寺に置く。
- 第 二 条

この会は、旭照寺の門信徒、寺族及び有縁の人で、この会の目的に賛同するすべての者を会員とする。
- 第 三 条

この会は旭照寺の機能の母体であり、すべての会員が、如来の教法を開信し、親睦向上するように仕向けると共に、それにふさわしく旭照寺を開法の道場として、整備・運営することを目的とする。
- 第 四 条

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1、旭照寺の行事に関すること

2、会員の親睦に関すること

3、法義の伝道及び研修に関すること

4、青少年育成に関すること

5、その他必要なこと
- 第 五 条

この会に左の役員をおく。

1、役員

一、会長

一名

二、副 会 長

若干名

三、会 書

二名

四、監 査

二名

五、監修委員

若干名

六、青少年委員

二名

七、親睦委員

若干名

八、参与（顧問）

若干名

2、会長は住職と協力して、会務を掌る。

第 六 条

1、副会長は、住職の意を承けて、会長をたすけ、人事に関する会務を処理する。

第 七 条

2、会長に事故のあるときは、会長に代って、会長の任務を行う。

第 八 条

会計は住職の意を承けて、次の会務を行う。

1、予算・決算に関すること

2、会費に関すること

3、宮繕・備品に関すること

4、財源行事に関すること

第 九 条

監査は、会計の監査を行う。

第 十 条

書記は、会議の記録及び行事の記録を行う。

第 十 一 条

研修委員は住職の意を承けて、左の会務を行う。

1、開法の教材・計画に関すること

2、法座の諸役を分担すること

3、研修及び団体の連けいに関すること

4、会報の発行、大乗・新報の購読に関すること

5、先進寺院視察に関すること

6、会員増加に関すること

第 十 二 条

青少年委員は、住職の意を承けて左の会務を行う。

1、こども会に関すること

2、仏教青年会に関すること

第 十 三 条

親睦委員は、住職の意を承けて左の会務を行う。

1、会員の親睦に関すること

2、会員の調査及び慶弔に関すること

第 十 四 条

参与（顧問）は、住職及び会長の相談に応じて意見を述べ、求められた時は、役員会に出席して会全般にわたって意見を述べる。

第 十 五 条

1、役員は前年度役員会において推選され、総会の承認を経て任命される。

第 十 六 条

2、役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

第 十 七 条

旭照寺及びこの会に心を寄せるものを宗派・所属の如何に拘らず、役員会の議を経て、参与（顧問）に委嘱することができる。

第 十 八 条

参与（顧問）の任期は二年とし、再任を妨げない。

1、この会に役員会を設け、重要事項について審議する。

2、この役員会は会長が招集し、住職及び役員全員が出席する。

3、役員会は次のことを審議する。

一、役員人事に関すること

二、予算案・決算案に関すること

三、行事に関すること

四、その他重要事項に関すること

第 十 九 条

1、会員総会は、毎年四月にこれを開くことを原則とし必要に応じて臨時に開くことができる。

第 二 十 条

2、総会は、会長が招集し、全員が出席し次のことを審議する。そして1／5以上の出席で過半数で決議する。

一、規約の変更に関すること

二、予算・決算に関すること

三、事業報告及び計画に関すること

四、役員選出に関すること

五、その他臨時の事項に関すること

第 二 十 一 条

1、この会の会計は、会費・その他の収入によってまかなわれる。

第 二 十 二 条

2、会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第 二 十 三 条

1、会員は、会員となる時、年間負担会費の基本額を申出て、毎年その額の会費を負担する。

第 二 十 四 条

2、会費は、月額最低一口二百円とし、年間一括して（納期四月）、もしくは年間二回に分割して（納期四月・十月）納める。

第 二 十 五 条

3、会費の申出負担額は二年毎に改訂することが出来る。

第 二 十 六 条

1、会員がその懇念から、負担額の増額を申出る場合はその基本額を増額する。

第 二 十 七 条

2、会員がその事情によって、ある一年度限りの会費増額を申出るは、これを加算会費として収納する。

第 二 十 八 条

3、会員がその事情によって、その基本申出負担額の減額を申出る場合は、その年度限りの特別減額を、役員会の議を経て、承認する。

第 二 十 九 条

基本申出負担額の総計は、少なくとも、旭照寺の上納金（本山・教区・組）の二倍を下らないようにもくろむ。

第 三十 条

附則

・この規約は昭和四十四年六月十六日より施行する。

・講組織 一 会員相互で十人以内で講を組織する。講の代表が役員に推選される。

・この規約は昭和六十三年四月二十九日より改正施行する。

・この規約は平成六年四月九日より改正施行する。

・この規約は平成十八年四月八日より改正施行する。

・この規約は平成二十一年四月四日より改正施行する。

・この規約は令和三年七月四日より改正施行する。